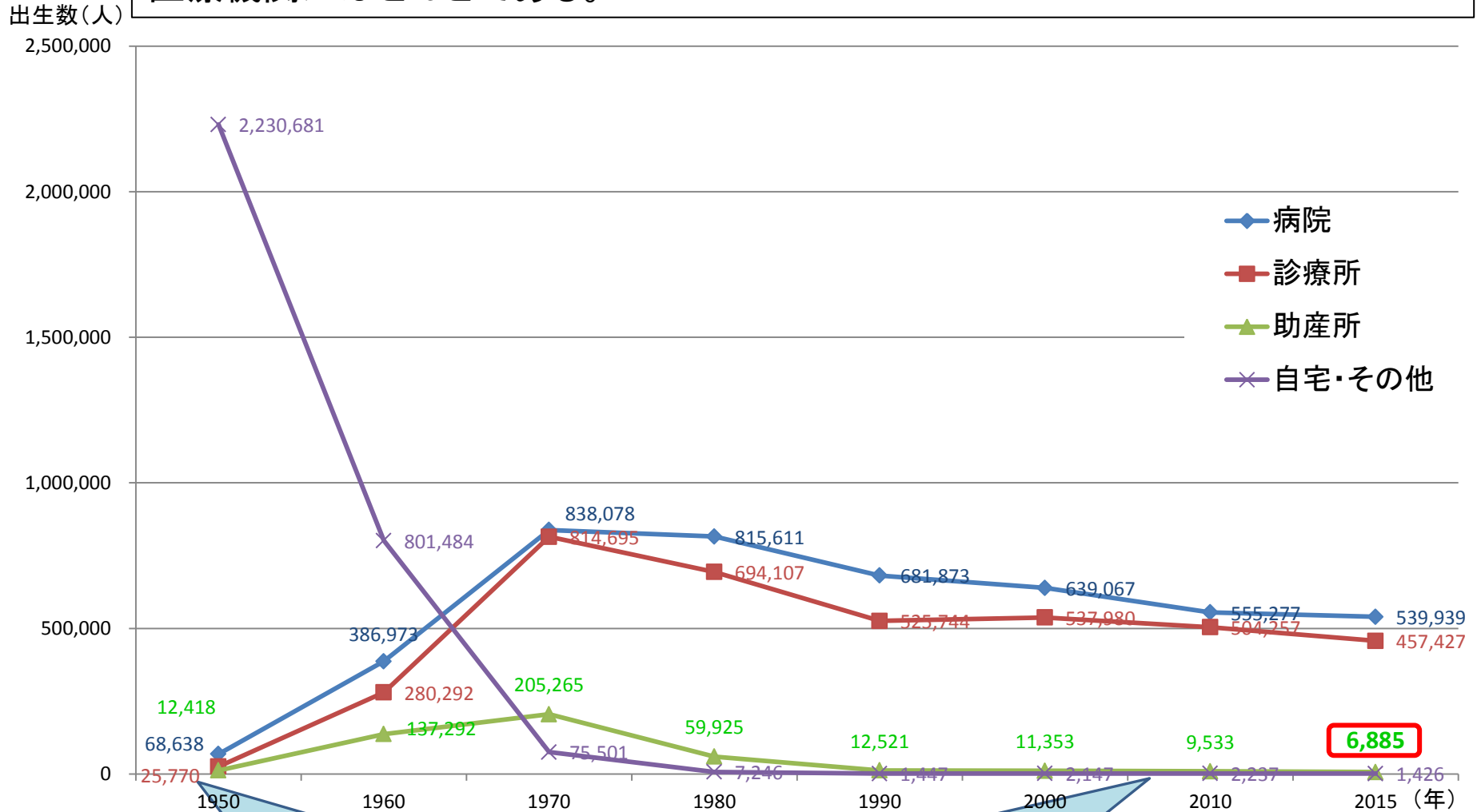


第7回 周産期医療体制のあり方に関する検討会  
平成28年11月17日

助産所における妊婦への安全確保の方策について

# 出生場所別の推移

1950年(昭和25年)は出生場所のほとんどが自宅・その他であったが、現在では医療機関がほとんどである。



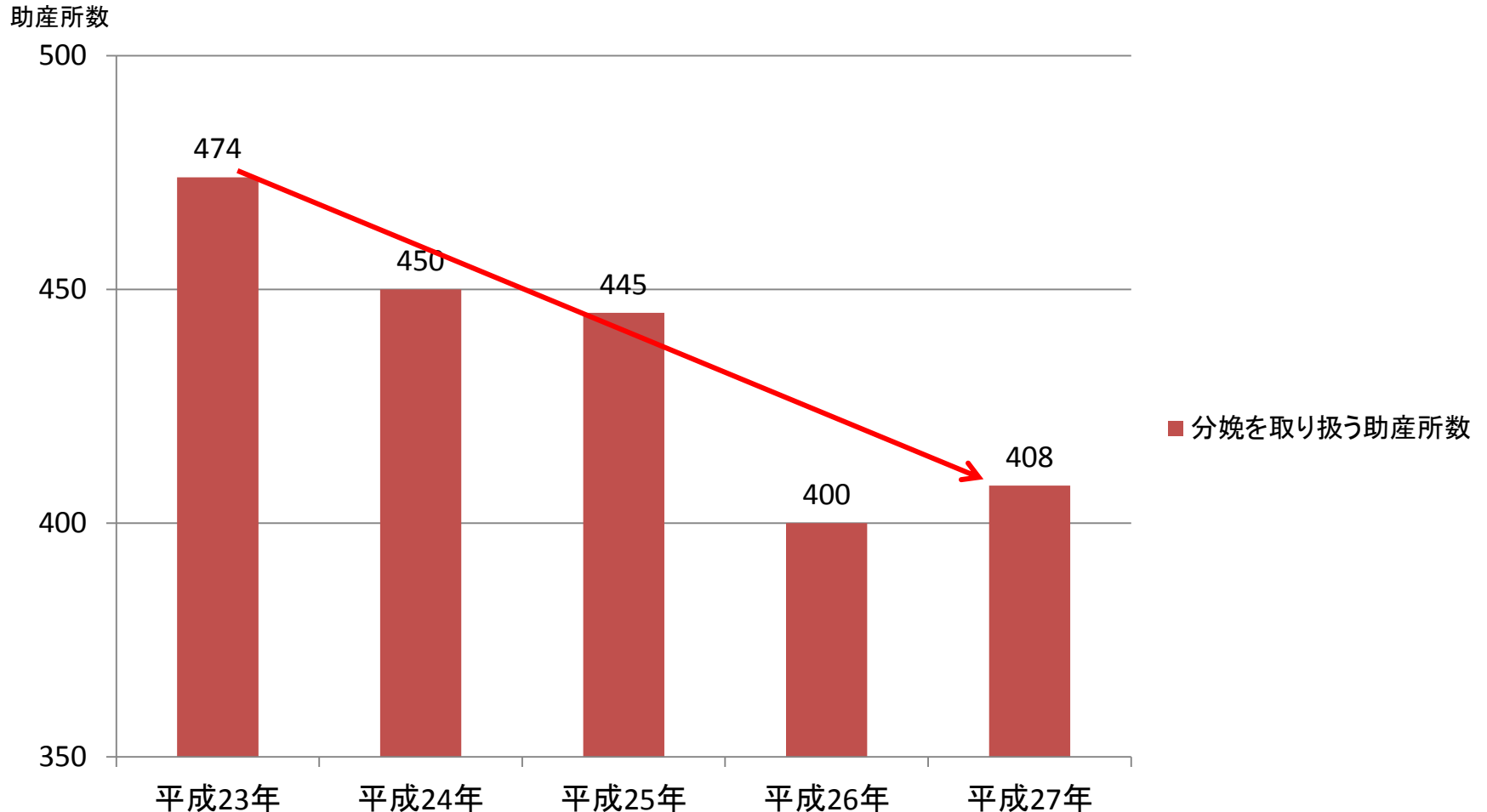
1948(昭和23)年 医療法公布  
助産所は嘱託医師を定めることが義務化される

2006(平成18)年 医療法改正  
助産所の開設者は、嘱託する医師及び病院又は診療所を定めることが義務化される

人口動態統計より

# 分娩を取り扱う助産所数

近年、分娩を取り扱う助産所は減少傾向にある。



# 妊婦に対する文書作成と説明の実施について

妊婦に対して、妊娠中に起こりうる異常や合併症及び急変時の対応医療機関との連携について、説明していない場合がある。

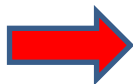
調査対象: 日本助産師会会員の助産所348ヶ所  
 調査期間: 平成28年7月29日～8月17日  
 調査方法: 質問紙を郵送配布し、郵送により回収(251ヶ所 回収率72%)

## ○文書の作成、説明の実施

(n=251 複数回答)

		①助産所の基本方針、基本理念について	②助産所で取扱い可能な妊産婦について	③妊婦健診、分娩介助 入院等の料金について	④妊娠中に起こりうる異常、合併症について	⑤助産所との夜間、休日の連絡方法について	⑥医療機関との連携について(転院、搬送の可能性等)	⑦その他	無回答
文書の作成、説明の実施の両方、あるいはいずれかを実施	n	233	245	246	233	242	244	19	3
	%	92.8	97.6	98.0	92.8	96.4	97.2	7.6	1.2
文書の作成	n	169	193	217	139	171	173	17	20
	%	67.3	76.9	86.5	55.4	68.1	68.9	6.8	8
説明の実施	n	169	187	176	190	192	196	17	36
	%	67.3	74.5	70.1	75.7	76.5	78.1	6.8	14.3

出典: 平成28年度看護職員確保対策特別事業 助産所における分娩の安全性確保の方策に関する調査(日本助産師会)(速報値)



母子の安全性の確保のため、妊婦の状態が急変した場合の適切な対応等について、妊婦への事前の説明が十分に行われるよう徹底することが必要ではないか。

## 医療安全上留意すべき事項(抜粋)

### 1. 2(略)

### 3. 医師・助産師・妊産婦の連携

周産期における医療・ケアは、提供する場所がどこであろうとも、医師、助産師およびその他医療職者とのチーム医療が原則であり、助産所、院内助産においても、それは例外ではない。また、医療およびケアの受け手である対象者(妊産婦)もよりよい医療・ケアが受けられることを実現するための参画者の一人と言える。このため、助産所助産師が、妊産婦の分娩を引き受ける際には、連携する産婦人科医師ならびに妊産婦と以下のような確認を口頭ならびに文書で行うことが望ましい。このことを全国一律に行う事は難しいかもしれないが、現在多くの医療機関で、治療やケアを行う際に合意書を作成し、双方で確認することは必要不可欠なものと認識されている。体制が整備されているところから積極的に行って欲しい。

#### 1) 連携する産婦人科医師との確認

妊産婦の分娩予約を受けた場合には、嘱託医師、嘱託医療機関の産婦人科医師に紹介状を送付する。紹介状には例示のように、どのリスクに該当するのか、妊産婦にはどのような説明を行ったのか、その概要が記述されていることが必要である。また、紹介状を受けとった医師から、返信書を受けとることが望ましい。

#### 2) 妊産婦との連携

妊産婦から分娩予約を受ける際には、妊産婦が自身のリスクおよび管理方針を理解できるよう、十分な説明を行う。また、その管理方針に同意を得たことが確認できるような文書を作成し、保存することが勧められる。